

# 令和5年3月新規高等学校等卒業予定者合同就職相談会実施要項

## 1 趣旨

新規高等学校等卒業予定者のうち、就職先が未定の生徒とその保護者、進路指導担当者等が、現在求人中の県内事業所から最新の情報を直接得ることで、早期に就職内定につなげる機会とするとともに、企業研究等で参加する1・2年生の生徒とその保護者が企業や業種・業界の情報を得る機会とする。

## 2 主催

三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会  
三重労働局、三重県雇用経済部、三重県環境生活部、三重県教育委員会

## 3 日時

令和4年10月25日(火)

第1部 13時30分～14時40分  
(学校・第1部参加事業所受付13時00分～)

第2部 15時00分～16時10分  
(第2部参加事業所受付14時30分～)

## 4 場所

三重県総合文化センター 文化会館2階 第1ギャラリー  
(津市一身田上津部田1234)

## 5 参加対象事業所

以下の2つの要件を満たす高卒求人票をハローワークに提出済みの事業所

① 就業地が三重県内にある。

② インターネット公開可で、各高校からの応募を可能としている。

※ 申込みが定員(70事業所)を超えた場合は、抽選を行って参加事業所を決定する。

## 6 相談対象者

- (1) 県内高等学校及び特別支援学校の就職未内定生徒(3年以内の既卒者を含む)
- (2) 保護者、進路指導担当者
- (3) 企業研究等で参加する1・2年生等の生徒

## 7 内容

- (1) 参加事業所による就職相談
  - (2) ハローワーク及び地域若者サポートステーション等による就職・進路相談
  - (3) 参加企業による1・2年生等の生徒向け企業面談
- ※(3)について、希望者多数の場合は複数校・複数人で面談する。

## 8 相談方法

会場に事業所ブースを設置し、来場した生徒が対面で相談を行う対面形式と、会場の事業所ブースと生徒のPC等をつないだオンライン形式を併用して実施する。

### (1) 対面形式

- ・ 主催者は、事前にマッチングした相談スケジュールを参加者へ送付する。
- ・ 参加者は、相談スケジュールに基づき、1事業所あたり15分間の相談を行う。
- ・ 参加者は、相談予定のない時には、自由に事業所ブースを訪れ、相談を行うことができる。なお、その際には、企業ブースに設置してある相談希望用紙へ、相談希望時間及び学校名、名前を記載する。
- ・ 参加者のうち生徒は、相談する際に「生徒相談票」を事業所担当者に提出する。

### (2) オンライン形式

- ・ 主催者は、事前にマッチングした相談スケジュールを参加者へ送付する。
  - ・ 参加者は、相談スケジュールに基づき、1事業所あたり15分間の相談を行う。
- ※ 使用するアプリや接続方法、事前の接続確認等の詳細については、参加希望者へ別途連絡する。

## 9 申込方法

### (1) 事業所

- ・ 参加を希望する事業所は「事業所用参加申込書」を県教育委員会事務局高校教育

課担当者あてにFAXまたはメールにて送付する。※10月12日（水）締切

(2) 関係機関

・ 関係機関は「関係機関参加票」を、県教育委員会事務局担当者あてにメールにて送付する。※10月12日（水）締切

(3) 参加希望者および学校

・ 参加希望者は、事前送付される「参加事業所一覧」より、相談を希望する事業所を最大4社（第1部参加事業所より最大2社、第2部参加事業所より最大2社）選ぶ。ただし、オンラインでの参加希望者は、最大6社（第1部より最大3社、第2部より最大3社）選ぶことができる。

・ 学校は、参加希望者から相談を希望する事業所を聞き取り、「学校参加票」及び「相談希望集計票」を作成し、県教育委員会事務局担当者あてにメールにて送付する。  
※10月19日（水）締切

## 10 周知の方法

(1) 事業所

経済団体等から会員事業所に「事業所用参加申込書」を送付して、参加を依頼する。

(2) 学校及び就職未内定生徒とその保護者

県教育委員会事務局高校教育課及び県環境生活部私学課から学校へ案内文を送付し、該当生徒とその保護者、教職員等に周知する。

## 11 参加費

無料

## 12 情報の提供等

参加事業所、高等学校、特別支援学校、関係機関には、県教育委員会事務局高校教育課から事前に就職相談会参加者の一覧表及び提出された情報を送付する。

## 13 就職相談会後の手続き等

(1) 事業所へ応募する意志がある生徒がいる場合、学校はハローワークから高卒求人票を入手する。

(2) 学校は、応募の可否を事業所に確認し、応募や入社試験等について連絡調整を行う。

## 14 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する事項

対面形式での相談会については、最新の「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント開催基準」に基づいた、会場設営および感染症防止対策を行う。